

が多類に上つており、しかもその割り
どし金のある部分が公団の職員の手に
渡つておるという辯論のうわさもあり
ますが、通産省がよく御調査の結果、
そのようなことがあるかないか。なお
念を押しますが、何がゆえにこの三
協実業あるいは協盛商事というような
保険代理業を加えてこの保険契約を取
結ぶように相なつたか、その事情を御
説明願いたいと思うのであります。

なお本件につきまして、通産省初
め、われくが新聞面によつて感じま
すことは、責任をあまり痛感してお
らない。こんなことはあたりまえだと
いうように、こういう不祥事に対しま
して感覚がはなはだ鈍つておる、不感
症になつておるのではないかと思われ
る態度が見受けられるのであります
て、これは公団の総裁の言動とくらみ
合せまして、かような不祥事の起るこ
とがすでに道徳的に成立しておつたと
いうふうに痛感せられるのであります
す。

その一事を申しまするならば、本件
がすでに発覚して、通産省がこれを知
つたのは、すつと以前の話であるうと
思うのでありますから、その間におきま
して、通産省はいかなる態度をとつた
か、この最も直接の責任者であります
ところの岡部通産省通商振興局長
は、二十八日に渡米することに相なつ
ておつた。新聞の伝うるところによれ
ば、これはとりやめになつたといふこ
とであるが、はたしてとりやめになつ
たのであるかどうか、これを御質弁願
いたいと思うのであります。

本件の新聞に発表されたのは、およ
そ十日あるいは二週間以前であります
。しかるに、これが新聞に公になりました
として、十三日には通産省の省議を開
いておるにかかるらず、この通産省の
省議にはこの問題が一つも出て来なか

つたといふことがあります。これは、不感症のはなはだしきものだと私は考えます。されば、さうした事実があつたかないか。

なおまた藤沢謙哉、三木副総裁、水谷鉱業部長、牛久保經理部長は、本月の八日に辞表を提出しておるというふうなとであります。これは、あとで藤沢氏によれば、進退伺いで辞表ではないといふことを言つたそうです。とにかくそういうものが八日には出ておる。しかるに、その月の十八日に、通産大臣に新聞記者たちが質問しましても、辞表が出たことを知らぬというようなことを言つておられるのであるが、はたして知らなかつたのであるか。知つておつても、とばけてそう答弁なさつたのであるか。知らなかつたとするならば、私はこれも一つの不感症の事例だと考えるのであります。かようなことにつきまして、通産大臣の御意見を承りたい。

なおまた、この損害は、巷間伝うるところによりまするならば二億円に達するということになりますが、通産省あたりの発表では七、八千万円だと。一體この損害額は、今のところ、どの程度に確定せられたものであるか。なおまた、これは相当大きくなれる。見込みがあるものであるかどうかといふことにつきまして、お見通しをお聞かせいただきたいと思うのであります。その損害額のうち何ぼ回収できて、何ぼ回収不能になるか、回収不能になりまする損害は、いかにしてこれを補填する計画でありますか、この点についてもお聞かせ願いたいと思うのであります。

時間がないようでありまするから急ぎますが、次にお締めくくりといたしまして、通産大臣に対しまして、

本件発生の根本原因熟考にありやといふことに對してお尋ねしたいと思つてあります。この根本的な問題につきまして、われ／＼の了解のできるような御答弁を願いたいと思うのであります。次に安本長官にお尋ねいたしたいと存じます。

聞くところによりますと、本公司のみならず、各種の公団に対しまして安本におきましては、経済調査厅を通じまして、昨年の十月から本年の二月にかけて根本的調査をなされたということであります。その際に、相当不可解なるところの経理状態が発覚しておつたというのであります。ことに、保険金の割もどしの金などの問題についてお対しまして、いかなるところの手を打たれたのであるか、お聞かせ願いたいと思うのであります。ことに、保険金の割もどしの金などの問題につきまして調査に上つたかどうか、あるいは浮貸しの問題等につきまして調査に出了かどうか、その辺もお聞かせ願いたい。これは昨年の八月には会計検査院、また十月から二月ごろには経済調査厅、かよ／＼な官署が会計検査、調査をやつておる。本件が今日まで發覚しないでおつたということは、この監督機關が怠慢であるか、あるいは犯罪が実に複雑巧妙にして、これはとても人知の及ばぬような仕組みになつておつたのであるか、そのいずれかであると存するのであります。が、この調査をなさいましたところの安本長官の御説明を願いたいと思うのであります。

のことがあります。それは本件につきましては、本年四月十一日に、この首謀者の四名の氏名を指示しまして、全国に指名逮捕の手配いたしましたのは、本年十五日に、湯島天神交番裏の新松といふ待合で、荒川初め三人の人間が逮捕せられておる。三人とも別々の宿舎があるにかかるわらず、同じこの待合に集まつて、すなおに逮捕せられておるのであつて、これもはなはだ異常であります。なお奇怪なことは、その前日十四日に、この荒川なる人物は自宅におりまして、読売新聞の記者がこれに面会をして来ておる。その翌日の十五日に、みな三人おとなしくこの待合に集まつて御用に相なつた。聞くところによりますると、藤沢総裁の実弟は藤沢三郎さんと申され、これが警視庁の監察官付の警部だそうでありますて、恭間、その間十分なる連絡をとつて、そろして口うらが合つたところで、一網打盡に逮捕せられる形になつたと伝うる者があるのであります。その事情につきまして法務総裁は御研究なされたかどうか、お伺いしたいと思うのであります。

○国務大臣(高瀬莊太郎君) お答えいたします。

まず第一の監督及び責任の関係であります。が、こうしたことになつております。貿易公団は、経済安定本部總務長官の定める基本的な政策及び計画に基づいて、通商産業大臣の監督に従つて輸出入に関する業務を行う、ことになります。通商産業省といたしましては、従つて、安定本部總務長官のきめられた基本的計画に従い、その業務が公団によつて執行される場合、その業務執行についての監督の義務と責任を持つておると私は考えております。

次に第一は經理のシステムの点についてのお尋ねであります。が、經理のシステムは、本来は公団本部の經理部でもつて、經理は統一されるということになつておつたのであります。それがその後くずれて、各業務部に經理課といふものがあり、それも、独立した組織を持つといふうになつておつた、そこに根本的な欠陥があつたと私も考えております。つまり、今度やつた手口を見ますと、鉱業部と經理部との間の現金授受の間ににおける未審査關係によつて行われた事件であります。ですから、本来の經理事務の規定のように經理が本部の經理部一本で行われておれば起らなかつた問題だと考えておりますので、この点は確かに欠陥があつたと思います。今後そういうことのないように嚴重な措置を講じております。

それから、昨年の十月以前の帳簿その他が隠滅されておるというようなお話をありました。が、これについては、私はまだ承知しておりません。

それから手持商品の調査の問題についてのお尋ねがありました。これは公団當局が行つておることであると考へております。

次の保険関係の問題であります。これも公団當局が行ふ仕事であります。公団當局が行つておることであると考へております。

次に、この事件について通産省當局は責任を感じていない、こういふようなお尋ねであります。決してそういふことはございませんで、公団業務の監督者としての十分な責任を感じております。

次に、岡部振興局長の渡米の問題についてのお話がありましたが、これは中止せしめるということにいたしました。

次に、この事件について、この四月十三日の省議にかけられなかつたといふことについてのお尋ねであります。が、新聞でも御承知の通り、三月二十九日にこれが報告を受けまして、ただちに上級部におきましてはいろいろと連絡をとり、協議をしておつた次第であります。従つてこれが省議には出なかつたというわけであります。

次に、鉄工品公団の総裁、副総裁、部長等の准退伺いの問題であります。が、総裁、副総裁、経理部長及び鉄工品部長からは、四月一日付で准退伺いが四月四日に提出されております。それが事務當局によつて保管されておつた次第であります。

次に現在判明しております被害金額について申し上げますと、現在判明しておるところでは七千八百五十七万七百八十八円となつております。その回収見込みにつきましては現在鋭意調査をしておるわけでありまして、その調査の結果によつて未回収金の措置をも考慮したいと考えております。

○國務大臣(吉木孝義君) 賛成申上

〔國務大臣殖田俊吉君登壇〕

○國務大臣(吉木孝義君) 登壇

○國務大臣(吉木孝義君) 登壇</p

名 称	位 置	管 載 区 域
神戸動植物検疫所	横浜市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県
神 戸 市	神 戸 市	岐阜県、滋賀県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山县、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、山口県(下関市を除く。)
門 司 市	宮崎県、下関市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、

種類	農林物資規格調査会 農林金融改善特別融通失審査会	農林畜水産物の規格及び標準に関する事項を調査審議すること。 農村中央金庫特別融通及損失補償法(昭和七年法律第三十二号)、農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)、農村負債整理資金特別融通及損失補償法(昭和十二年法律第七十七号)又は臨時農村負債処理法(昭和十二年法律第六十九号)による特別融通によつて市町村、農林中央金庫、日本勧業銀行、農工銀行又は北海道拓殖銀行の受けた損失及びその額を決定すること。
農業共済再保険審査会	農業共済再保険審査会	農業灾害補償法(昭和二十一年法律第一百八十五号)により政府の行う再保険に関する事項を審査し、並びに農業灾害の発生予防及び防止その他農業灾害補償に関する事項を調査審議すること。
中央農業調整審議会	中央農業調整審議会	主要食糧農産物についての農業計画その他の食糧確保臨時措置法の施行に関する重要な事項を審議すること。
農業資材審議会	農業資材審議会	農産種苗法(昭和二十一年法律第百五十五号)及び農業取締法(昭和二十三年法律第八十一号)に規定する種限並びに農機具の検査を行ふとともに、農産種苗、農業及び農機具に関する重要な事項を調查審議すること。
中央農地委員会議	中央農地委員会議	農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)その他の法令によりその権限に属させた事項を處理し、及び農地に関する重要な事項を調査審議すること。
中央作況決定審議会	中央作況決定審議会	主要食糧の作況決定に関する重要な事項を調査審議すること。
獸医師免許審議会	獸医師免許審議会	獸医師試験を実施し、その他獸医師に関する重要な事項を調査審議すること。
裝蹄師試験審査会	裝蹄師試験審査会	裝蹄師法(昭和十五年法律第八十九号)に基く裝蹄師試験に関する事務をつかさどること。

神戸動植物検疫所	神戸市
門司動植物検疫所	門司市
宮崎県、下関市	岐阜県、滋賀県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵 山県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、島根県、岡 山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、山口 県(下関市を除く)。
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、大分県、	

農村工業指導所は、新庄市に置

一九四九年五月

卷之三

第十九條第一項を次のよう改める。

農業機械指導所は、農業機械に関する技術の指導調査及び試験を行う機關とする。

農業機械指導所は、神奈川県に置く。

3 農業機械指導所の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三條第一項第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げ、同條第一

項の表中靜岡種畜牧場及び鹿児島種畜牧場の部を削る。

第二十四編第一項 S₁ S₂ S₃ S₄ S₅ S₆ S₇ S₈

(所掌事務)

第三十六條 農地事務局は、本省の所掌事務のうち、左に掲げる事務を分掌する。

一 自作農の創設及び維持に関すること。

二 農地の移動産用を統制し、その他農地関係の調整を図ること。

官報號外

した労働省設置法等の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案及び建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず労働省設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、労働省設置法並びに職業安定法の一部を改正せんとするものでありまして、同省の権限下、失業保険に関する認可事項の改正、労働基準監督官研修所の設置、各種審議会の整理及び公共職業安定所の所掌事務の改正等をおもなる内容としております。

本案は、四月八日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行つた後、四月十九日、討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、農林行政の簡素化、能率化の目的をもつて、農事、茶業、園芸及び畜産の四試験場並びに開拓研究所を一

各地の支場を七つの農業試験場に統合し、総合的かつ能率的な試験研究を行わしめることとし、現在同省に置かれている二十九の審議会を十二に整理しております。また食糧厅にある食糧部及び食糧部について、その所掌事務の改正とともに、その名称を業務第一部及び業務第二部と改め、かねて問題となつております地方出先機関である資材調整事務所については、その所掌事務中、電力、石油等の物資の割当配分事務を当分の間食糧事務所に取扱わせることとし、その他の所掌事務はこれを都道府県に委譲して、本年五月一日以降これを廃止することとし、木炭事務所については、残務整理期間を考

慮して、明年一月一日以降これを廃止しようとするのであります。

本案は、四月十四日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、爾來慎重に審査を続けて参つたのであります。が、四月十九日、討論省略、採

決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

次に建設省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、建設省の附屬機關たる審議会等を整備しようとするものであります。

おもなる改正の第一は、地理調査所においては公共団体、日本国有鉄道ま

たは日本車輌公社の委託に基いて土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行うことができるることとし、そ

の第二は、官庁専門審議会を廃止するとともに、河川審議会及び道路審議会を統合して土木審議会とし、河川、砂防、道路、災害復旧その他土木に関する重要事項につき調査審議し、関係行

政官庁に建議できることとし、その第二は、関東地方建設局の位置を船橋市から東京都に移そうとするものであります。

本案は、四月十三日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を開き、建設委員会との連合審査会を開き、建設委員会より、土木審議会を廃止し、河川審議会、道路審議会及び官庁専門審議会を復活するよう修正の申入れがあ

りましたが、右申入れの趣旨は、その運用において十分に尊重するよう政

府に要望することとして、四月十九日、討論を省略し採決の結果、多数を

もつて原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

○議長(幣原喜重郎君) まず日程第一

もつて兩案の委員長の報告はいづれも可決であります。兩案を委員長の報告

の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。よ

つて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第三につき採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

【賛成者起立】

○議長(幣原喜重郎君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十章 費用 (第七十一条—第八十一条)

第一章 総則 (第八十二条)

附 則 (第八十三条)

第一章 総則 (この法律の目的)

第一條 この法律は、日本国憲法第二十五條に規定する理念に基き、國が生活に困窮するすべての国民に対し、その困難の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障することとともに、その自立を助長することを目的とする。

2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといなにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給與し、又は貸與される金錢及び物品をいう。

4 この法律において「金錢給付」とは、金錢の給與又は貸與によって、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給與又は貸與、医療の給付、役務の提供その他の金錢給付以外の方法で保護を行うことをいう。

(無差別平等)

第一條 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」といふ)を、無差別平等に受けることができる。

(最低生活)

第一條 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

(保護の補足性)

第一條 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをして、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治二十九年法律第八十号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第一項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行ふことを妨げるものではない。

(基準及び程度の原則)

第一條 保護は、厚生大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金錢又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域

第九章 不服の申立 (第六十四条)

第一章 被保護者の権利及び義務 (第五十六條—第六十三条)

第二章 医療機関及び助産機関 (第四十九條—第五十五条)

別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活

の需要を満たすに十分なものであつて、且つこれをこえないものでなければならぬ。

(必要即応の原則)

第九條 保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要な相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。

(世帯単位の原則)

第十條 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

第三章 保護の種類及び範囲
(種類)

第十一條 保護の種類は、左の通りとする。

一 生活扶助
二 教育扶助
三 住宅扶助
四 医療扶助
五 出産扶助
六 生業扶助
七 葬祭扶助

第二条 各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、單給又は併給として行われる。

(生活扶助)
第一條 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできる者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居
二 補修その他住宅の維持のため
に必要なもの
(医療扶助)

第十五條 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察
二 薬剤又は治療材料
三 医学的処置、手術及びその他
の治療並びに施術
(出産扶助)

第十六條 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

(生業扶助)
第一條 生業扶助は、因窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

二 移送
(教育扶助)

第十三條 教育扶助は、因窮のため最低限度の生活を維持することの

できない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品

二 義務教育に伴つて必要な通学用品

三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

(住宅扶助)

第十四條 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 住居
二 補修その他住宅の維持のため
に必要なもの
(葬祭扶助)

第十五條 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 死体の運搬
二 火葬又は埋葬
三 納骨その他の葬祭のために必要なもの

(医療扶助)

第十五條 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察
二 薬剤又は治療材料
三 医学的処置、手術及びその他
の治療並びに施術
(出産扶助)

第十六條 出産扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察
二 薬剤又は治療材料
三 医学的処置、手術及びその他
の治療並びに施術
(生業扶助)

第十七條 生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 分べんの介助
二 分べん前及び分べん後の処置
三 脱脂綿、ガーゼその他の衛生
材料
(教育扶助)

第十八條 教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 義務教育に伴つて必要な教科書その他の学用品

二 義務教育に伴つて必要な通学用品

三 学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの

(住宅扶助)

第十九條 市町村長(特別区の存する区域においては、都知事とする。以下同じ。)は、要保護者に対し、この法律の定めるところによつて、扶養義務者を定める基準により、都道府県又は市町村の専門機関で定める。

第二十条 市町村長は、保護のための申請に付する書面には、決定の理由を附さなければならない。

第二十一条 都道府県及び厚生大臣は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の専門機関の指定する者の中から任用しなければならない。

第二十二条 民生委員法(昭和二十一年法律第二百九十八号)に定める

(協力機関)

第二十三条 厚生大臣は都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する官吏又は吏員に、その監査を行わせなければならない。

第二十四条 市町村長は、保護の開始の申請があつたときは、保護の裏査否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

(事務監査)

第二十五条 市町村長は、要保護者

限内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することができる見込のある場合に限る。

一 生業に必要な資金、器具又は資料

二 生業に必要な技能の修得

三 就労のために必要なもの

(葬祭扶助)

第十八條 葬祭扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 死体の運搬
(指揮及び監督機関)

第十九條 この法律の施行について、厚生大臣は都道府県知事及び市町村長を、都道府県知事は市町村長を、指揮監督する。

第二十条 この法律の施行について、厚生大臣は都道府県知事及び市町村長を、都道府県知事は市町村長を、指揮監督する。

二 都道府県知事は、この法律に定めるその職權の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

三 第一項の規定により指定すべき官吏又は吏員の資格については、前項の規定により指定された官吏又は吏員は、都道府県知事又は市町村長に對し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

四 前三项に規定する町村長の行うことは、その急迫した事由が止むまでは、前項の規定にかかわらず、保護は、その者の現在地の市町村長が、行うものとする。

五 第一項の規定により指定すべき官吏又は吏員の資格については、前項の規定により指定された官吏又は吏員は、都道府県知事又は市町村長に對し、必要と認める資料の提出若しくは説明を求め、又は必要と認める指示をすることができる。

(事務監査)

第六条 厚生大臣は、都道府県知事及び市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する官吏又は吏員に、その監査を行わせなければならない。

第七条 市町村長は、保護の開始の申請があつたときは、保護の裏査否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

(事務監査)

第八条 市町村長は、要保護者

が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 市町村長は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときには、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。

前條第二項の規定は、この場合に準用する。

(保護の停止及び廃止)

第二十六條 市町村長は、被保護者が保護を必要としなかつたときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これ被保護者に通知しなければならない。第二十八條第四項又は第六十二條第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

2 第二十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(指導及び指示)

第二十七條 市町村長は、被保護者に対する、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

3 第一項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(調査及び検査)

2 市町村長は、保険の決定又は実施のために必要があるときには、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

3 第五章 保護の方法

(生活扶助の方法)

第二十九條 市町村長は、保護の決定又は実施のために必要があるときには、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

3 第二十九條 生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。但し、これによることができないとき、これによつては保護の目的を達成しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を養老施設、救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に收容するものとする。

(教育扶助の方法)

第二十九條 市町村長は、保険の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者について、当該吏員に、その居住の場所に立ち入り、

これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対しても、市町村長の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ぜることができる。

2 前項の規定によつて立入調査を行ふ当該吏員は、厚生省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 市町村長は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(調査の賦課及び報告の請求)

第二十九條 市町村長は、保護の決

定又は実施のために必要があるときには、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

3 第二十九條 生活扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

4 市町村長は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 住宅扶助のうち、住居の現物給付は、宿所提供的施設を利用させ、又は宿所提供的施設にこれを委託して行うものとする。

3 第三十條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

4 住宅扶助のための保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に対し交付するものとする。

(医療扶助の方法)

第二十九條 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項の規定により受けた助産婦に委託して行うものとする。

3 第三十五条 出産扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

5 医療扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとされる。

2 前項の規定により受けた助産婦に委託して行うものとする。

3 第三十六条 生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることが適當でないとき、その他保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、医療の給付は、医療保護施設を利用させ、又は医療保護施設若しくは第四十九條の規定により指定を受けた医療機関にこれを委託して行うものとする。

3 第三十七条 生業扶助は、金銭給付によつて行うことができる。

3 前項に規定する医療の給付のうち、あん摩、はり、きゅう、柔道復等営業法（昭和二十一年法律第一百七号）の規定によりあん摩師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条の規定により准用される第四十九條の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

4 急迫した事情がある場合には、被保護者は、前二項の規定にかかるわらば指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者に、その他の保護の目的を達するため必要があるときは、現物給付長に対して交付するものとする。

2 教育扶助のための保護金品は、被保護者、その親権者若しくは後見人又は被保護者の通学する学校の長に対して交付するものとする。

3 市町村長は、被保護者の親権者の同意に反して、収容を強制し得るものと解釈してはならない。

2 前項の規定は、被保護者の親権者の同意に反して、収容を強制し得るものと解釈してはならない。

3 市町村長は、被保護者の親権者の同意に反して、収容を強制し得るものと解釈してはならない。

4 市町村長は、被保護者の親権者の同意に反して、収容を強制し得るものと解釈してはならない。

によつて行うことができる。

2 前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授與は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

3 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授與のために必要な金品は、授産施設の長に対しても交付することができる。

(葬祭扶助の方針)

第三十七條 葬祭扶助は、金錢給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するためのとするとする。葬祭扶助のための保護金品は、葬祭を行う者に対して交付するものとする。

第二章 保護施設

(種類)

第三十八條 保護施設の種類は、左の通りとする。

- 1 養老施設
- 2 救護施設
- 3 更生施設
- 4 医療保護施設
- 5 授産施設
- 6 宿所提供施設

2 老衰のため独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を收容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

3 救護施設は、身体上又は精神上著しい欠陥があるために独立して日常生活の用を弁ずることのでき

ない要保護者を收容して、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。

4 更生施設は、身体上又は精神上供用及び生業に必要な技能の授與は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

5 生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授與のために必要な金品は、授産施設の長に対しても交付することができる。

(医療保護施設)

第三十九條 医療保護施設は、医療を必要とする要保護者を收容して、生活扶助を行つことを目的とする施設とする。

6 授産施設は、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を與えて、その自立を助長することを目的とする施設とする。

7 宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行うことを目的とする施設とする。

(保護施設の基準)

第三十九條 保護施設は、その施設の設備及び運営並びにその施設における被保護者の数及びこれとの割合が厚生大臣の定める最低の基準以上のものでなければならぬ。

(都道府県及び市町村の保護施設)

第四十条 都道府県は、保護施設を設置することができる。

2 市町村は、保護施設を設置しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九條に規定する基準の外、左の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

4 申請があつた場合に、その施設が前條の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

5 申請があつた場合に、その施設が前條の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

6 申請があつた場合に、その施設が前條の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

7 申請があつた場合に、その施設が前條の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。

8 経理の方針

第三十九條 事業開始の予定年月日

七 経営の責任者及び保護の実務に當る幹部職員の氏名及び経歴

八 取扱定員

三 寄附行為、定款その他の基本約款

四 建物その他の設備の規模及び構造

五 取扱定員

六 事業開始の予定年月日

七 経営の責任者及び保護の実務に當る幹部職員の氏名及び経歴

八 経理の方針

(指導)

第三十九條 都道府県知事は、保護施設の運営について、必要な指導をしなければならない。

2 公益法人の設置した保護施設に対する前項の指導については、市町村長が、これを補助するものとする。

(報告の微収及び立入検査)

第三十九條 都道府県知事は、保護施設の管理者に対して、その業務

三 保護の実務に當る幹部職員が

保護施設を廃止し、又はその事業を縮少し、若しくは休止することができる。

都道府県及び市町村の行う保護施設の設置及び廃止は、条例で定めなければならない。

(公益法人の保護施設の設置)

第四十一條 都道府県及び市町村の規定により設立した法人(以下「公益法人」という。)でなければ設置することができない。

公益法人は、保護施設を設置しようとするとときは、あらかじめ、都

八号までに掲げる事項を変更しようとするとときは、あらかじめ、都

道府県知事の認可を受けなければならぬ。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を適用する。

5 第二項の認可を受けた公益法人は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

6 保護施設の名称及び種類を掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

7 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

8 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

9 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

10 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

11 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

12 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

13 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

14 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

15 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

16 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

17 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

18 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

19 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

20 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

21 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

22 保護施設の名称及び種類を記載した申請書を都道府県知事に提出して、その認可を受けなければならない。

厚生大臣の定める資格を有するものであること。

第一項の認可をするに當つて、都道府県知事は、その保護施設の運営及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができ。

2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(改善命令等)

第四十五條 厚生大臣は都道府県に對して、都道府県知事は市町村に對して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命じ、又は第四十條第二項の認可を取り消すこととする。

4 第一項の認可をするに當つて、都道府県知事は、公益法人に対する改善命令又はこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したこと。

5 第二項の規定による立入検査について準用する。

第六章 保護施設の運営

第一項の認可をするに當つて、都道府県知事は、公益法人に対する改善命令又はこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したこと。

2 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。

3 その保護施設がこの法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したこと。

4 その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは保護施設の廃止を命じ、又は第四十條第二項の認可を取り消すことができる。

5 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

6 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

7 その保護施設がこの法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したこと。

8 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

9 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

10 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

11 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

12 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

13 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

14 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

15 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

16 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

17 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

18 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

員に、その施設に立ち入り、その管理者からその設備及び会計書類、診療録その他の帳簿書類の閲覧及び説明を求めさせ、若しくはこれを検査させることができる。

2 第二十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

3 その保護施設の運営について、必要的な改善措置を講じなければならない。

4 第一項の認可をするに當つて、都道府県知事は、公益法人に対する改善命令又はこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したこと。

5 第二項の規定による立入検査について準用する。

第六章 保護施設の運営

第一項の認可をするに當つて、都道府県知事は、公益法人に対する改善命令又はこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したこと。

2 その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。

3 その保護施設がこの法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したこと。

4 その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは保護施設の廃止を命じ、又は第四十條第二項の認可を取り消すことができる。

5 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

6 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

7 その保護施設がこの法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したこと。

8 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

9 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

10 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

11 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

12 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

13 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

14 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

15 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

16 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

17 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

18 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

19 その保護施設が前項各号の一に該当するとき。

規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

(費用返還義務)

第六十三條 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した市町村に対し、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において市町村長の定める額を返還しなければならない。

(第九章 不服の申立)

(都道府県知事に対する不服の申立) 第六十四條 被保護者又は保護の開始若しくは変更の申請をした者は、市町村長のした保護に関する処分に対して不服があるときは、その決定のあつた日から三十日以内に、書面をもつて、当該市町村長を経由し、都道府県知事に不服の申立をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による不服の申立があつたときは、不服申立書を受け取つた日から十日以内に、意見書及び関係書類を添えて、これを都道府県知事に添付しなければならない。

(都道府県知事の決定) 第六十五條 都道府県知事は、前條第一項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行つて、又は変更すべき点を指示して、事件を都道府県知事に差し戻す。不服の申立が理由がないと認めるときは、決定をもつて、都道府県知事の決定を取り消し、又は変更する。裁決をもつて、市町村長のした処分を取り消し、若しくは変更し、又は市町村長に対し期間を定めて必要な保護の決定をすべきことを命じなければならない。

2 前項の都道府県知事の決定は、

不服申立書の送付を受けた日から四十日以内に、書面をもつて、不服申立人及び当該市町村長に通知しなければならない。

第三二十四條第四項の規定は、前項の期間内に決定の通知がなかつた場合に準用する。

(厚生大臣に対する不服の申立)

第六十六條 第六十四条の規定により不服の申立をした者は、前條の規定に對してなお不服があるときは、その決定に對してなお不服があるときは、その決定の通知を受けた日から六十日以内に、書面をもつて、当該都道府県知事を経由し、厚生大臣に不服の申立をすることができる。

(第六条第十四項の規定による不服の申立)

第六十七条 厚生大臣は、前條第一項の規定による不服申立書の送付を受けたときは、必要な審査を行つて、又は変更すべき点を指示して、事件を都道府県知事に差し戻す。不服の申立が理由がないと認めるときは、裁決をもつて、これと厚生大臣に送付しなければならない。

(厚生大臣の裁決)

第六十八條 厚生大臣は、前條第一項の規定による不服申立書を受け取つた日から十日以内に、意見書及び関係書類を添えて、これを厚生大臣に送付しなければならない。

(都道府県の支弁)

第六十九條 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(市町村の支弁)

第七十条 費用

(市町村の支弁)

第七十一条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(都道府県の支弁)

第七十二条 費用

(都道府県の支弁)

第七十三条 費用

(都道府県の負担)

第七十四条 費用

(都道府県の負担)

第七十五条 費用

(都道府県の負担)

第七十六条 費用

(都道府県の負担)

第七十七条 費用

(都道府県の負担)

第七十八条 費用

(都道府県の負担)

第七十九条 費用

(都道府県の負担)

第八十条 費用

(都道府県の負担)

(手続)

第六十九條 この章に定める不服の申立、審査、決定及び裁決の手続については、政令で定める。

(訴の提起)

第六十九條 この法律に基く行政庁の決定に不服のある者は、その処分に關し行政庁の行つた事実の認定及び法律の適用につき裁判所に訴を提起することができる。

(都道府県の補助)

第七十一条 都道府県は、左の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(都道府県の補助)

第七十二条 都道府県は、政令の定めるところにより、その区域内に所

(都道府県の補助)

第七十三条 都道府県は、第四十一條の規定により設置した保護施設の修

(都道府県の補助)

第七十四条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第七十五条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第七十六条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第七十七条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第七十八条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第七十九条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第八十条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第八十一条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第八十二条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第八十三条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第八十四条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第八十五条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第八十六条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

第八十七条 都道府県は、左に掲げ

(都道府県の補助)

住している市町村に引き続き一年以上居住しているものであるときは、その十分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

三 第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

二 前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

一 この法律の施行に伴い必要な備に要する費用(以下「設備費」という。)

(都道府県の設備費)

第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

三 第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

二 前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

一 この法律の施行に伴い必要な備に要する費用(以下「設備費」という。)

(都道府県の設備費)

第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

三 第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

二 前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

一 この法律の施行に伴い必要な備に要する費用(以下「設備費」という。)

(都道府県の設備費)

第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

三 第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

二 前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

一 この法律の施行に伴い必要な備に要する費用(以下「設備費」という。)

(都道府県の設備費)

第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

三 第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

二 前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

一 この法律の施行に伴い必要な備に要する費用(以下「設備費」という。)

(都道府県の設備費)

第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

三 第七十條第六号の設備費の四分の一

前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

二 前項第二号の期間の計算について必要な事項は、厚生省令で定め

一 この法律の施行に伴い必要な備に要する費用(以下「設備費」という。)

(都道府県の設備費)

又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することがあります。

第七十五条 国は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる費用を負担しなければならない。

一 第七十條第二号の民生委員費の二分の一

二 第七十條第三号から第五号まで並びに第七十二條第一項の保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

三 第七十條第六号の設備費の二分の一

四 第七十一條第一号の設備費の二分の一

五 第七十四條第一項の規定により都道府県が補助した設備費の三分の一

(遺留金品の処分)

第七十六條 第十八條第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、市町村長は、その死者の遺留の金錢及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。

2 市町村は、前項の費用について、その遺留の物品の上に他の債権者の先取特権に対して優先権を有する。

(費用の徴収)

第七十七條 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 前項の場合において、扶養義務

者の負担すべき額について、市町長と扶養義務者との間に協議が調和できないとき、又は協議をすることができるないときは、市町村長の中立により家庭裁判所が、これを定める。

第七十六条 国は、家事審判法の適用については、同法第九條第一項乙類に掲げる事項とみなす。

第七十七条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるとする。

3 前項の処分は、家事審判法の適用については、同法第九條第一項乙類に掲げる事項とみなす。

4 前項の処分は、家事審判法の適用については、同法第九條第一項乙類に掲げる事項とみなす。

5 市町村及び公益法人以外の者

6 この法律の施行の際現に旧法に掲げる場合には、補助金又は負担金の交付を受けた保護施設の設置者に対して、既に交付された補助金又は負担金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

7 第七十九條 国又は都道府県は、左に掲げる場合には、補助金又は負担金の交付条件に違反したとき。

8 第八十二条 第二項第一号の規定により保護施設が、この法律若しくは命令第四百三十八号)第六條又は第七條の規定により厚生大臣の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

9 この法律の施行前にあって、生

10 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一章 雜則
(後見人選任の請求)

第八十一条 被保護者に、親権者及び後見人の職務を行ふ者がないときは、市町村長はすみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

第八十二条 この法律で政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八十三条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以上有期徒役又は五万円以下の罰金に処する。但し、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條があるときは、刑法による。

第八十四条 第四十四條第一項、第五十四條第一項若しくは第七十四條第二項第一号の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした又は第二十八條第一項、第四十四條第一項若しくは第五十四條第一項の規定による當該更貞の調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第八十五条 第二項の次に次の二項を加える。

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 生活保護法(昭和二十一年法律第十七号)以下「旧法」という。」は、廃止する。

3 登録税法(明治十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

4 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 登録税法(一部改正)

6 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前ににおいて、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七條の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基づいて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

5 市町村及び公益法人以外の者で、この法律の施行の際現に旧法第七條第二項の規定による認可を受けた保護施設を経営する者が、この法律の施行後引き続きその保護施設を經營するときは、この法律の施行後三月間は、その保護施設は、この法律に基いて認可され大保護施設とみなす。

6 この法律の施行前にあって、生大公民は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

7 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 登録税法(明治十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

9 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

10 この法律の施行前にあって、都道府県の設置した保護施設及び旧法第七條の規定により認可された市町村又は公益法人の設置した保護施設は、この法律に基づいて設置され、又は認可された保護施設とみなす。

11 この法律の施行前にあって、生大公民は都道府県知事の指定した医療機関及び助産機関とみなす。

12 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

14 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

16 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

17 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 この法律の施行前にした遠隔行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 (読替規定)
他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

10 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

11 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

12 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

13 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

14 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

15 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

16 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

17 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

18 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

19 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

20 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

21 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

22 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

23 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

24 他の法令中に旧法の規定を掲げている場合において、この法律中にこれらの規定に相当する規定があるときは、政令で特別な規定をする場合を除く外、各この法律中のこれらの規定に相当する規定を指しているものとみなす。

者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても前項の刑を科す。但し、法人の役員（理事、取締役その他これに準すべき者をいう。）又は人（人が無能力者であるときは、その法定代理人とする。）がその法人又は人の代理人又は使用者との他の従業者の当該違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附則第一項中「四月一日」を「五月一日」に改める。

附則第七項の次に第八項として次の

一項を加え、附則第八項及び第九項を、それ／＼第九項及び第十項とする。

8 社会保険診療報酬支拂基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項を次のよう改める。

3 基金は、前一項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより各保険者（前項の場合においては都道府県知事）とそれぞれ契約を締結するものとする。

第十三條第一項の次に次の二項を加える。

2 基金は、前項に定める業務の外、生活保護法（昭和二十五年法律第号第五十三条第一項第一項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額の決定について意見を求められたときは、意見を述べることができる。

第十四條第一項中「前條第一項第三号」の下に及び第二項を加える。

第十四條の三第二項の次に次の二項を加える。

一項を加える。

○青柳一郎君登壇

〔報告書〕

〔最終号の附録に掲載〕

生活保護法案（内閣提出）に関する

〔青柳一郎君登壇〕

〔報告書〕

</

に必要即応の原則を掲げて、要保護者

の実情に即し最も有効適切な保護を行

わねばならないことを明らかにしてい

る、現在生活保護法によつて保護を受

けている者は約百六十万人、世帯数に

して五十万に近いのであるが、このう

ち婦人世帯主は実際にその約六六%、こ

とに子供を有し、病氣の夫をかかえ、

不具廢疾者を擁している婦人世帯主が

その四八%を越える状況であり、本制

度は婦人の福祉のためのものともいえ

るのである、新たに教育扶助及び住宅

扶助を創設して、いまだ満足な金額で

はないが、未亡人母子家庭の最大の関

心事である遺児の教育と住居の問題の

解決をはかつたほか、法の実施面にお

いても、未亡人母子の福祉増進につい

ては十分考慮しているとの答弁があり

ました。

第四に、本法案により保障される最

低限度の生活の内容は健康で文化的た

るべきことが明記されているが、その

基準をいかなるところに置くか、この

基準を決定するためには特別の審議機

閣を設置する必要はないか、なお現在

の基準をもつて健康で文化的な生活水

準が維持できると考へるかとの質問に

対しては、その基準は決して固定的な

ものではなく、敗戦後の国力、社会、

経済の諸情勢を考慮して社会通念上妥

当なるように決定せらるべきものであ

つて、生活扶助の基準において飲食費

の占める割合は、戦前の二二ないし八

三%から現在七五%に上昇してい

る理想的立場から見れば現状をもつて決

して満足すべきものとは考へていませんが、他の一般国民の生活水準との振合

いをも考慮する必要があり、諸般の事

情を参考して、あくまで限り保護内容の

向上に努力している、またいかなる基

準を用うべきかについては社会保険制度審議会における調査研究の結果を期

待しておるとの答弁がありました。

第五に、最も論議の集中いたしました

た問題として、現行法では、生活保護

の実施を適正ならしめるとともに、こ

れを国民に親しみやすいものたらしめ

る意味において、民生委員を市町村長

の補助機関として強力に保護事務に関

與せしめておるが、本法案が民生委員

を協力機関に変更したことは、せつか

に社会奉仕の立場から進んで保護の実

施に當りつつある民主委員の積極的熱

意を冷却し、ひいては保護事務の円滑

適正なる運営に支障を生ずるのではないかとの質問に対しても、ここ数年来

いかとの質問に対しては、ここ数年来

にかかるべき事務の運営に支障を生ずるのではないかとの質問に対する回答は、公の責任においてなさるべき事務までも民生委員の負担となつてゐる実情で、その負担が次第に加重せられておる結果、遂には社会奉仕者というその本来の使命の遂行までが阻害されるおそれが出で参りました。

社会奉仕者たるに於ける結果、遂には

さわしい姿において活動させるとともに、保護の実施は名実ともに市町

村長の公の責任たることを明確にしよ

うとするのである。もちろん民生委員

の努力なくしては保護事務の円滑妥当

な実施は期せられない、民生委員に

は、要保護者の発見、その生活状態の

調査、保護の決定または実施に関し意見を開陳すること等は将来も從来通りやつてもらうのである、これを要するに、名譽職の社会奉仕者たる性質より見て適當と認められる範囲において進んで民生委員の協力を求めるよう十分措置するとの答弁がありました。

次に、本制度における医療扶助の診

療方針及び診療報酬は国民健康保険の例によるを原則としているが、国民健

長原泰一氏外十名の公述人から、あら

ゆる角度よりの意見を聽取して、記録について御承知願いたいと存じま

す。

なお本法案の重要性にかんがみ広く

一般的世論を聽取するため、四月一日

公聽会を開き、全日本民生委員連盟会

議長原泰一氏外十名の公述人から、あら

ゆる角度よりの意見を聽取して、記録について御承知願いたいと存じます。

かくて、十九日質疑を打切りました

こと、第六、人口問題を無為に放任す

こと、第五、十分なる失業対策を講ずる

こと、第六、人口問題を無為に放任す

こと、第五、十分なる失業対策を講ずる</

いはやみの女や犯頭が非常に激増しておる今日の状態は、その大部分が本人の責任ではなくして、国民に押しつけられた戦争の結果であり、さらに大量の首切りや低賃金、重税や中小企業の破壊の政策の結果でありますから、これらの方々の毒な犠牲者に対するましても、当然政府が責任を持つてその生活を保障すべきであるということは、從来わが党が率先して最も熱心に要望しておつたところなのであります。

問題は次の点にあるのであります。つまり、單に美辞麗句を並べればそれで万事オーケーであるか、あるいは実際にそれが行われるということが必要であるか、この点が問題なのであります。(拍手)言葉でなくして、実際にこの目前の多数の生活困窮者に対するまじめの運用に際しまして遺憾ありますれば、ただ画期的な文句を紙に書きつけるだけでなく、真に画期的な予算の措置が必要だということはきわめて明瞭なのであります。(拍手)またその運用に際しまして遺憾ながらしめるためには、真剣な手立てが講じられなければならない。これも、それが考えましても明瞭なことなであります。

ところがこの法案には、その点が何一つとして裏づけされておらないのであります。生活費の基準は、相変わらず成年女子の必要カロリーが一千六百カロリーというようなものであつたり、また東京都で五人世帯の住む六疊間の間代が七十円そこそくといふようであるで、おとぎばなしの世界のよくなことが基準になつておるのであります。

しかし、もしこの生活保護法がかりに適用されたといたしましても、とても健

康で文化的な生活どころの話ではないのであります。保護費の総額が今回一

億八千五百万元と定められておるこ

とであります。これは、これまでの

自然増加を見込んだだけの数字

なのであります。私どもの目前にあ

ふれておるところの、しかもどん

（拍手）

底の生活者、失業者、倒産者、こうい

う人に対しまして、法律の趣旨に基

いて、一人の漏れなく、しかも健康的

な、文化的な生活を與えるという積極

的な予算でないということは、これだ

けでもわかるのであります。

しかも依然として生活保護費の一割

負担を府県市町村に残しております

ので、それなくとも苦しい市町村の

合所から、ここに予想される今年度の

状態では、従来に増してその適用を制

限をせざるを得なくなることは火を見

るよりも明らかであります。

〔議長追席、副議長着席〕

こういう強い歎きを一方に行なっておなはぶくれないのであります。

（拍手）画に描いたものでは、決し

ておなはぶくれないのであります。

（拍手）画に描いたものでは、決し

ければならないのです。しかしに、皆様御承知のように、わが国の経済的事情は、自殺者がたくさんあります。倒産者がたくさんある、こういうような現状であります。

〔癡言する者多し〕

○副議長(岩本信行君) 御静慮に願い

ます。

○大石武一君(続) 従つて、ひとり生

活保護法のみが、わが国の生活の水準を飛び越えて、理想的な、すばらしいものになるわけではないのであります。

わが国の現在の経済状態を、一瞬のうちに、一挙にしてこれをゆたかな経済にすることは、いかなる手品を使つても不可能であることは、三才の童子でも知るところであります。

わが国の生活保護法は、わが国の経済に従つて実施されなければならない。従つてまた、それが当然の過程であります。

〔ヒヤク〕従つて、現在の生活保護

法の基準が低いといううらみはございませんが、わが国の経済上から考えまして、やむを得ざるものと私は信ずるの

であります。さらに、もしこの生活の基準が低過ぎると言つてこれを否定い

ます。従つて、現在の生活保護の最低の生活が国民の当然の権利として保障され、また政府の責任として義務づけられた点であります。この点は、あくまでも日本の國の生活扶助が

民主主義的な方向に大きく前進したこ

とを何人も疑う者はないと思うのであります。このことがもし吉田内閣によつてできしならば、吉田内閣は当然

国民の追究によつて退陣をしなければならないであります。しかしながら

までの民生委員といふものは市町村長の補助機関であつたのであります。

しかるに、今回の改正によって、これを補助機関より格を上げて協力機関にかえ、その最尖端の直接の事務を扱う

者は専門の職員を充てることにしたの

であります。まことにこれは組織上の

進歩であります。いやしくも科学的な

社会主義を信奉せられる共産党的な

が、この組織の改良に対し反対をい

たされるということは、われくのふ

に落ちないとこあります。

以上のようない由によりまして、わ

が国の経済がますます好転して参ります。

が国内においては必要のないような経

済状態になることを念願して討論を終

する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岡良一君。

〔岡良一君登壇〕

○岡良一君(登壇) 私は、社会党の立場から、本改正法案に対しましては賛成の意を表します。

○副議長(岩本信行君) 岡良一君。

われくが本案に賛成いたしますのは

、かつて生活保護法といえど、お助

けの制度、救貧の制度であつたのであ

りますが、本改正を通じまして、国民

の最低の生活が国民の当然の権利とし

て保障され、また政府の責任として義

務づけられた点であります。この点は、あくまでも日本の國の生活扶助が

民主主義的な方向に大きく前進したこ

とを何人も疑うはないと思ふのであ

ります。このことがもし吉田内閣によ

つてできしならば、吉田内閣は当然

文化的費目の支出でありますか、生活

保護費の中に含まれるところの飲食物

費は二二%という計数を示しております

。現在中流の文化的基準は、飲食物

費の比率は約六・〇%といわれておりま

すが八〇%では、これまで薦田君の指

摘されることへ、また大小屋につ

いてあります。(拍手)しかし

かかる理由によつてこの法案を否定する

ことは、国民の最低生活の保障に対する

責任を回避するものと言わざるを得

ないと思うのであります。(拍手)しか

しながら、羊頭を掲げて狗肉を売ると

いう言葉もありますので、私は、わが

党の立場から四、五の希望を披瀝しま

して、政府の責任ある善処を期待いた

したいのであります。

第一点は、薦田君も指摘されました

ように、生活扶助費の引上げであります。

現在、東京都内においては、昨年の統計によれば、一般家庭の一箇月の

支出が、一世帯一万四千五百円であり

ます。その中の飲食費が九千余円で

あります。ですが、生活保護の適用を受けておりますが、生活扶助費の引上げを希望した

あります。五人世帯家庭における月額は五千二百五十円である。飲食費が四千三百五十円、最低生活費の月額が一般家庭の支出に比べまして三分の一をやや上まわり、食糧に至りましては二分の一以下というようなことでは、これは申すまでもなく、十分なる生活保護法の適用を受けながらも、まことにみじめな生活をしりられておることは歴然たる事実であります。かかる観点から、生活保護費の最低基準額は、現実申すまでもなく、十分なる生活保護法の適用を受けながらも、まことにみじめな生活をしりられておることは歴然たる事実であります。

同時に、この生活費の中に含まれる文化的費目の支出でありますか、生活

保護費の中に含まれるところの飲食物

費は二二%という計数を示しております

。現在中流の文化的基準は、飲食物

費の比率は約六・〇%といわれておりま

すが八〇%では、これまで薦田君の指

摘されることへ、また大小屋につ

いてあります。(拍手)しかし

かかる理由によつて退陣をしなければ

ならないであります。しかしながら

そのことと、この法案の改正の趣

旨そのものとは別個であります。か

かる理由によつてこの法案を否定する

ことは、国民の最低生活の保障に対する

責任を回避するものと言わざるを得

ないと思うのであります。(拍手)しか

しながら、羊頭を掲げて狗肉を売ると

いう言葉もありますので、私は、わが

が、これでは、とうてい子供を安心し

て学校へ通わせるわけに行きません。

第二には教育扶助費の引上げであります。現在は、小学校におきまして各学年を通じまして月額九十円、新制中学校におきましては百九十九円であります

が、これでは、とうてい子供を安心し

て学校へ通わせるわけに行きません。

国庫負担とすべきものであることを強

く主張し希望するものであります。

第四番目には、本法運営上の民主化

であります。これまで生活保護法運営

の第一線におきました民生委員の諸君

がいわゆる協力機関ということにな

り、市町村の役場の窓口が拡大され

しまして適用漏れが頻発することも予

想されるのであります。なおかつ、あ

る都会におきましては、生活相談所を設け、社会福祉主事に近いものを置い

て実験いたしましたところ、適用を

希望する者が二倍、三倍と殺到してお

る最近の例もあります。かかる事情を

考えますときに、この運営はあくま

ども民生委員の意見を尊重し、また民

生委員を福祉主事に起用する等の方法

を講じて、従来の豊富なる体験を基礎

といたしまして運営の民主化をはから

れたいのであります。

第五点は、ボーダー・ラインに立つ人々に対する政策であります。現在、

万一件事故があれば、もはや生活保護法

の対象に転落しなければならない世帯

が約八十万にん／＼としており、そ

の人口は二百十三万と言わせておりま

す。これに加うるに、慢性化し深刻化

した賃金の運欠配、かかる事情のもと

が適用されない例が多々あるが、な

お実際の運営におきまして、これま

でにおきまして、地方財政の顧慮よ

りいたしまして、適用さるべきもの

が適用されない例が多々あるのであり

ますから、この点においても現実に即した引上げを断行せられることを

希望いたす次第であります。

第一には教育扶助費の引上げであります。現在は、小学校におきまして各

学年を通じまして月額九十円、新制中

学校におきましては百九十九円であります

が、これでは、とうしい子供を安心し

て学校へ通わせるわけに行きません。

生活資金の供給に当つております

が、これも運転資金の枯渀によつて、当初に比べれば、現在その回転をしておるものは五分の一以下に減つておるのである。運転資金の枯渀は、金融機関の金詰まりや、あるいはまた地方起債の順位総下げるによるものであります。が、すでに労働者は、厚生年金保険積立金において、本年度においてもすでに積立金を百八十一億を上まわるところの積立金をなしておるのであります。われわれは、この積立金の幾分を活用いたしました、あくまでもこれらの積立金を労働者の福祉に還元する精神の上に立つてこれを活用し、公益質権のことく物件担保のみならず、対人信用も含めまして、生活資金そのものの保障をするための制度を確立せんことを、この際あわせて強く希望いたすものであります。

立国会図書館定員規定の一部改正に関する規定案を審査し、これに承認を與えたのであります。

新年度予算につきましては、すでに国会の議決を経て現在実施されているのであります。が、念のため申し上げますと、昭和二十五年度国立国会図書館予算是総額一億四千四十七万七千円、前年度に比べまして約三千五百万円増となつておりますが、この程度の予算是、特に取立てで御報告するに足りるような新しい事業の計画はなし得ないのであります。して、委員会といたしましては、この予算の程度では、国立国会図書館がその本来の使命を達成するには、はなはだ不十分であると認め、せられたき旨、議長を通じて強く要望したのであります。

最近、アメリカ連邦議会図書館エヴァンス氏等より図書館運営委員長であつての書簡がよせられ、それによりますれば、わが国立国会図書館は創設以来日本にお浅きにもかかわりませず、その発達のまことに見るべきものあり、これは、ただに図書館の名譽であるにとどまらず、国会自身の名譽もあるとの賞讃の辞が與えられておるのであります。しかしながら、顧みますれば、わが国立国会図書館はいまだなお創業の初期にありまして、アメリカ連邦議会図書館のごとく、立法府に直結して、その議会図書館たる機能を十二分に發揮する所には、いまだ到達しておらないのであります。そのためして、その域に達するまでのには、なおほど遠いものあるを痛感する次第であります。なかんずく、その設備の点においては非常な懸隔があるのです。

本来の設備の点から申しましても、国会図書館として決して理想的なものではないのであります。このために、なるべく早くこの国会に近接した場所に建設することが当初よりの懸案となつてゐるのであります。しかして、その建設用地といたしましては、本国会建物に隣接しております三宅坂の元ドード大使館跡をすでに一応入手しておるのであります。が、何分にも、先般來訪のアメリカ大使節団の示唆いたしましたところを延べ五万坪に及ぶ建物といふやうなものは、最も限度に見積りまして、これが建築には約五十億円を要するのであります。現下のわが国経済の実情から申しまして、その実現には相当の困難が予想されるのであります。このゆえに、二十五年度予算においては、国会図書館としましては、当初せめて書庫だけでもと考へて、その建設費として別途一億五千万円を要望していたのであります。遂にその実現を見ながつた次第であります。

まず第一に、国会に対する奉仕の点におきましては、依頼に応じた立法考査の調査件数は百九十一件、また調査資料は十八冊つくられておるのであります。またこれらの仕事に関連いたしまして、法律図書館というようなものの準備が進められ、今年度予算によつて具体的に実現される運びとなつておるのであります。

次に行政各部門に対するサービス、すなわち各支部図書館における仕事といたしましては、これら相互の連絡統合によりその一層の活用をはかるため、各支部図書館蔵書の総合目録の作成が始められたのであります。現在までにすでに約六万枚余が完成しているのであります。

次に書物の入手状況につきましては、国内における各種の出版物は、納入制度と購入との二つの方法によりまして逐次順調な増加を見ておるのであります。しかしながら、幸いにケア物資及びロックフェラー財團よりの寄贈書が相当量あり、これらをもつて一応国会図書館の外国文献の基本としているのであります。

最後に、国際的業務につきましては、最近特にユネスコ関係の仕事が生れ、現在のところでは、まだユネスコを通じての図書文献の交換、ユネスコよりの資料の陳列の程度であります。が、最近に至りまして、ユネスコを中心として図書に関する国際的研究の企てがあり、わが国に対しても、これに關しての勧説がありまして、逐次その具体化が急がれている次第であります。

の特例に関する法律案外一件
す。(拍手)
第八 昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案(内閣提出)
第九 昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律(案内閣提出)
○副議長 岩本信行君 日程第八、昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案、日程第九、昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事長前尾築三郎君。

するもののうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。
4 前二項の場合において、一の施設について災害にかかるた箇所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかるた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれららの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施工することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。
(災害復旧事業に対する全額国庫負担等)

2 國は、昭和二十五年度に限り、前項に規定する施設に関する災害に對し國が施行する災害復旧事業部又は一部を負担するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その負担金の全部又は一部を免除することができる。

(適用除外)

第三條 第二條の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 経済効果の小さいもの
- 二 昭和二十六年度以降に着工してもさしつかえないもの
- 三 維持工事とみるべきもの
- 四 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗疏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 五 興しく維持管理の義務を負つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 六 天然の河岸の欠かいに係るもの。但し、特に維持上又は公益上必要と認められる場合を除く。
- 七 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの
- 八 直高一メートル未満の小堤、幅員一メートル未満の道路及びその附屬物その他前條第一項に規定する施設の主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

(実施規定)

第四條 この法律の実施のための手続その他のその執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案に対する修正案
昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。
第二條中「原形に復旧するものとした場合に要する金額に相当する金額の二分の一に相当する金額」の二に相当する金額を加えた金額】を加える。
附則を次のよう改める。
この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。
昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
昭和二十五年の所得税の六月予定期の特例に関する法律案
昭和二十五年の所得税の六月予定期申告書の提出及び第一期の納期（内閣提出）に関する報告書
特例に関する法律案
昭和二十五年の所得税の六月予定期の特例に関する法律案
昭和二十五年に限り、所得税法二十一條第一項の規定による六月予定期申告書の提出及びその記載事項については、同年七月一日の現況によるものとし、その提出期間は、同日から同月三十一日までとする。
昭和二十五年に限り、所得税法第二十一條第六項中「五月三十一日」とあるのは、「六月三十日」と読み替えるものとする。

「一日以下本條において同じ。」)とあるのは「六月一日」と、「五月三十日」(農業所得者については、六月三十日)以下本條において同じ。)とあるのは「六月三十日」と、同條第五項中「五月一日」とあるのは「六月一日」と、同條第七項中「五月一日」とあるのは「六月一日」と、「五月三十日」とあるのは「六月三十日」とあるのは「六月三十日」と読み替えるものとする。

4 昭和二十五年に限り、所得稅法第三十條第一項中「第一期」その年六月一日から同月三十日限とあるのは、「第一期」その年七月一日から同月三十日限と読み替えるものとする。

5 この法律の施行に關し必要な所得税法施行規則(昭和二十一年勅令百十号)の特例は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔前尾第三郎君登壇〕

〔最終号の附録に掲載〕

報告書

昭和二十五年の所得稅の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案内閣提出)に関する

この法律案は、災害が地方公共團体の事務費國庫負担の特例に關する法律について、大蔵委員会における審議経過並びにその結果につき御報告申上げます。

この法律案は、災害が地方公共團体の事務費國庫負担を與えることを防止する目的をもつて、さしあたり昭和二五年度に限り地方公共團体が施行す

災害復旧事業の費用を全額國庫負担

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

次いで、原案及び修正案を一括議題として討論に入りましたところ、自由党を代表して三宅則義君は、当然の措置である旨を述べて賛成の意を表せられ、共産党を代表して竹村奈良一君は、次期国会で国庫負担に関する補正予算を組まれること、法の運用を有効に行われることを希望條件として賛成の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて本案は修正案のことく修正議決いたしました。

次に議題となりました昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

去る四月一日より施行せられました所得税法の改正法律におきましては、申告所得税は原則として六月一日現在の現況により、六月中に六月予定申告書を提出し、同月中に第一期の納税をすることとなつてゐるのであります。が、昭和二十四年の所得税の申告及び納付の状況にかんがみ、その課税上の適正な処理をはかる必要と、さらにまた今回の改正が画期的な改正であり、改正所得税法の趣旨の一層の周知徹底をはかる必要とを考慮し、昭和二十五年に限り所得税の六月予定申告書の提出期及びそれによる第一期納期を一箇月間繰延べる特例を設けんとするのが、この法律案の趣旨であります。こ

第四條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案
昭和二十五年に限り、所得税法
第二十一條第一項の規定による六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律
昭和二十五年に限り、所得税法
二十一條第一項の規定による六月予定申告書の提出及びその記載事項については、同年七月一日の現況によるものとし、その提出期間は、同日から同月三十一日までとする。
昭和二十五年に限り、所得税法
第二十一條第六項中「五月三十一日」とあるのは、「六月三十日」と読み替えるものとする。

一日以下本條において同じ。」とあるのは「六月一日」と、「五月三十一日」農業所得者については、六月三十日以降本條において同じ。」とあるのは「六月三十日」と、同條第五項中「五月一日」とあるのは「六月一日」と、同條第七項中「五月一日」とあるのは「六月一日」と、「五月三十一日」とあるのは「六月三十日」と読み替えるものとする。

4 昭和二十五年に限り、所得稅法第三十條第一項中「第一期」その年六月一日から同月三十日限とあるのは、「第一期」その年七月一日から同月三十一日限と読み替えるものとする。

5 この法律の施行に關し必要な所得税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十号）の特例は、政令で定める。

〔最終号の附録に掲載〕

○前尾繁三郎君 大たいき議題となりました昭和二十五年度における災害復旧事業費國庫負担の特例に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

この法案は、災害が地方公共団体の財政に過重な負担を與えることを防止する目的をもつて、さあたり昭和二十五年度に限り地方公共団体が施行する災害復旧事業の費用を全額國庫負担

附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

次いで、原案及び修正案を一括議題として討論に入りましたところ、自由党を代表して三宅則義君は、当然の措置である旨を述べて賛成の意を表せられ、共産党を代表して竹村奈良一君は、次期国会で国庫負担に関する補正予算を組まれること、法の運用を有効に行われることを希望條件として賛成の意を表せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて本案は修正案のことく修正議決いたしました。

次に議題となりました昭和二十五年の所得税の六月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果につき御報告申し上げます。

去る四月一日より施行せられました所得税法の改正法律におきましては、申告所得税は原則として六月一日現在の現況により、六月中に六月予定申告書を提出し、同月中に第一期の納税をすることとなつてゐるのであります。が、昭和二十四年の所得税の申告及び納付の状況にかんがみ、その課税上の適正な処理をはかる必要と、さらにまた今回の改正が画期的な改正であり、改正所得税法の趣旨の一層の周知徹底をはかる必要とを考慮し、昭和二十五年に限り所得税の六月予定申告書の提出期及びそれによる第一期納期を一箇月間繰延べる特例を設けんとするのが、この法律案の趣旨であります。こ

の趣旨に基き、この法律案は、所得税の六月予定申告書は本年七月一日の現況によりこれを記載し、七月一日より三十一日までに提出すること、また所得税の第一期納期も七月一日より三十日までとすること、その他必要な諸規定を定めることを内容とするものであります。

競馬法の一部を改正する法律案
競馬法の一部を改正する法律
競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正す
る。

済的負担を軽減し、かつ勝馬投票券の
売得金の増大による政府収入の増加を
もはかり、あわせて健全娯楽の振興に
資したいというのと、本法案の提案理
由であります。

なお本案は、さきに第五国会に提出
されたものであります。が、中京のいづ
れの地点に設置いたしますか、地元側

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

認ムモノニ基キ調査ヲ為スヲ以テ足ル
一 原判決ガ憲法ノ解釈ヲ誤リタ
ルコト其ノ他憲法ニ違背シタル
コト
二 原判決ガ最高裁判所ノ判例ト
相反スル判断ヲ為シタルコト
三 最高裁判所ノ判例ナキ場合ニ

この法律案の審議にあたりまして、大蔵委員会は、四月二十日、まず政府委員より提案理由の説明を聴取し、次

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

の意向も決定いたしかねたので、本案はこれを一旦総統審議にいたし、そこの間農林委員会におきましても実地調

**民事訴訟法の一部を改正する法律
案(内閣提出)**

於テ原半決が大審院又ハ上告裁判所タル高等裁判所ノ判例ト相
反スル判断ヲ為シタルコト

いて二十一日、政府委員に対し質疑を行いましたが、その質疑の内容に關しましては速記録に譲りたいと思ひます。次いで質疑を打切り、討論を省略して採決いたしましたところ、起立多数

〔最終号の附録に掲載〕

査を行つて参つたのでありますけれども、結局審議未了となつて今日に至つたのであります。しかるに、最近地元側の意向もよんやく確定いたし、第一候補として一宮市、第二候補として春

○山本猛夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、内閣提出、民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四百九條ノ中一判決ニ於テ法
律、命令、規則又ハ處分ヲ憲法ニ適
合スルヤ否ニ付為シタル判断ノ不當
ナルコトニ「判決ガ憲法ノ解釈ニ誤
サタルコト其ノ他憲法ニ違背シタル

をもつて原案通り可決いたしました。
右御報告申し上げます。

〔薬師神岩太郎君登壇〕
薬師神岩太郎君　ただい　ま議題と相
りました、江崎寅澄君外十五名提
出。競馬法の一部を改正する法律案に
きまして、審議の状況並びに結果の
要を報告いたします。

日井市、第三候補を大府、鳴海、守山とし、それへ一定期日までの実現に邁進することに関係者間の話し合も妥結し、農林省側もこれを了承するところなりましたので、今般あらためて、前回とまつたく同一趣旨の法案を多數議員の賛成を得まして提出され

律案及び土地台帳法等の一部を改正する法律案の両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて本案は委員長報告の
通すべきものとします。

鶴所の国営競馬場が規定されている
であります。そのうち新潟、横浜
ひ宮崎の三箇所は、設備の荒廃、出

たのであります。
本法案は、二十日付託と相なり、昨
二十一日、提案者を代表して江崎真
一が提出し、了承された。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ
つて日程は追加せられました。

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よ
つて本案は委員長報告の通り可決いた
しました。（拍手）

馬の不足または交通事情等の理由によりまして現在休止いたしておりますが、実際に開催されておりますのは、岬、函館、福島、中山、東京、京都神及び小倉の八箇所であります。一面には分布配置の点に不自然であるわけであります、東京から京阪に至ります中間地点に国営競馬場がありませんので、競馬関係者にとりません。

澄君より提案理由の説明を行われ
れに対して、自由党野原、薬師町西委員、
社会党井上委員、共産党高田委員、
農民協同党小平委員の各委員と、
提案者並びに政府委員との間に、競馬
場候補地における土地買収、資金調達
の見込み、施設の規模等に関する質疑が
あつたのであります。詳細は速記録に
譲りたいと思います。

第十 競馬法の一部を改正する法

馬の不足または交通事情等の理由によりまして現在休止いたしておりますが、実際に開催されておりますのは、東京から京都市に至ります中間地点に国営競馬場がありませんので、競馬関係者にとりましては非常な不便があるのみならず、費用もそれだけ重くなるということがあります。そこで、地元民の要望にこたえ、今般新たに中山、東京にも匹敵する模範的な国営競馬場を設置いたし、関係者各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申します。

澄君より提案理由の説明を行われ
れに対して、自由党野原、薬師町西委員、社会党井上委員、共産党高田委員、農民協同党小平委員の各委員と、提案者並びに政府委員との間に、競馬場候補地における土地買収、資金調達の見込み、施設の規模等に関する質疑が、あつたのであります。詳細は速記録に譲りたいと思います。

次いで、討論の通告がありませんのでこれを省略いたし、採決に付しましたところ、多數をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

以上、簡単であります御報告いたします。

案
律案、右両案を一括して議題といたしま
す。委員長の報告を求めます。法務
委員会理事押谷富三君。

民事訴訟法の一部を改正する法律
案

民事訴訟法の一部を改正する法律
律

民事訴訟法（明治二十三年法律第二
二十九号）の一部を次のよろに改正
する。

第四百二條に次の但書を加える。
但シ最高裁判所が上告裁判所タル
場合ニ於テハ上告理由ニシテ左ノ
各号ニ該当スルモノ外法令ノ解
釈ニ闇ヌル重要ナル主張ヲ含ム

2 一日から施行する。
この法律施行前、高等裁判所の
第一審又は第一審の頭弁論が終
結した事件及び地方裁判所の第一
審判決に対して上告をする権利を
留保して控訴をしない旨の合意を有
した事件については、なお従前の
例による。

民事訴訟法の一部を改正する法律
案に対する修正案

民事訴訟法の一部を改正する法律
案を次のよきに修正する。

最高裁判所における民事上告事件の
審判の特例に関する法律

民事訴訟につき最高裁判所が上告
裁判所である場合には、裁判所は、民

民事訴訟法（昭和二十三年法律第二十九号）第四百二條の規定にかかるわざ、上告理由で左の各号に該当するもののほか、法令の解釈に関する重要な主張を含むと認めるものに基いて調査すれば足りる。

一 原判決が憲法の解釈を誤ったこと、その他憲法に違反したこと。

二 原判決が最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三 最高裁判所の判例がない場合に、原判決が大審院又は上告裁判所である高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年六月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十七年六月一日から、その効力を失う。

3 この法律施行前、高等裁判所の第二審又は第一審の口頭弁論が終結した事件及び地方裁判所の第一審決に対する上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、なお従前の例による。

民事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

土地台帳法等の一部を改正する法律案

土地台帳法等の一部を改正する法律案

法律第三十号）の一部を次のよう

に改正する。

「政府」を「登記所」に改める。

土地台帳法目次中「第二章 貸

貸価格の調査及び決定」を削り、

「第三章」を「第二章」とする。

第一條 土地台帳法（昭和二十一年法律第三十号）の一部を削り、

第三十七條の五を削る。

第一條乃至第十七條 削除

第三章を第二章とする。

第三十九條中「第一種地が第二種地となつたとき」の下に「又は土地

章 審査、訴願及び訴訟」を削る、

「第四章の二」を「第三章」に、「第五章」を「第四章」に、「第六章」を「第五章」に改める。

第一條中「明確に把握し、地租の課税標準たる土地の賃貸価格の均衡適正を図る」を「明確にする」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の登録の事務は、當該土地につき登記の事務を掌る登記所が、これを掌る。

第三條第二項第一号及び第七号中「命令」を「政令」に改め、同項第四号中「鉄道用地、軌道用地、」を削る。

第四條中「地積及び貸賃価格」を「及び地積」に改め、同條但書を削る。

第五條第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同條第二項を削る。

第九條 土地台帳には、第五條の規定により登録すべき事項の外

地方税法（昭和二十五年法律第十條中「地積及び賃貸価格」を及び地積に「若しくは」を又はに改め、「又は申告を要しないとき」を削る。

「第二章 貸賃価格の調査及び決定」を削る。

第十一條から第十七條までを次のように改める。

第三章を第二章とする。

第三十七條の二中「以下土地改良事業実行者と総称する。」を削り、同條を第三十五條とする。

第三十九條 登記所は、あらたに土地台帳に登録したときは土地台帳の登録を修正し若しくは訂正したときは、十日以内に、その登記又は修正若しくは訂正するものとする。但し、第二種地については、この限りでない。

第三十四條中「賃貸価格」を「地目」に改める。

第四章を削る。

第四章の二を第三章とする。

第三十七條の四中「第二十三條、二十四條」を削り、「第三十條」を第二十九條に改め、同條を第三十六條とする。

第三十七條の六第一項中「地積及び賃貸価格」を「及び地積」に削り、同條を第三十七條とする。

第三十九條の二中「第一種地が第二種地となつたとき」の下に「又は土地

が滅失したとき」を加え、同條但書を削る。

第二十二條第二項中「第一種地が第一種地となつたとき」を「第二種地が第一種地となり又は第一種地が第二種地となつたとき」に改める。

第二十三條及び第二十四條を次のように改める。

第二十七條中第三号を次のよう

に改める。

第二十三條及び第二十四條 削除

第三十条を次のよう改める。

第三十條 削除

第三十一條中「第一種地の各地目」を「第一種地又は第二種地についてその地目」に改める。

第三十二條中「地目変換」の上條に「第一種地について」を加え、同條に次の一項を加える。

第三十三条中「地目変換をなしたときは、土地所有者は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第三十四條中「賃貸価格」を「地目」に改める。

第四章を削る。

第三十九條 この法律に特別の定がある場合の外、土地台帳に登録した事項に変更を生じたとき

は、その登録を修正する。

登記所は、土地台帳の登録に誤があることを発見したときは、これを訂正しなければならない。

第三十九條 登記所は、あらたに土地台帳に登録したときは土地台帳の登録を修正し若しくは訂正したときは、十日以内に、その登記又は修正若しくは訂正するものとする。但し、第二種地については、この限りでない。

第三十九條の三を削る。

第三十七條の二中「以下土地改良事業実行者と総称する。」を削り、同條を第三十五條とする。

第四十一條の二 法令により登記名義人又はその相続人に代り不動産の表示若しくは登記名義人の表示の変更の登記又は相続による権利の移転の登記を申請し又は嘱託する場合において必要があるときは、その登記の申請又は嘱託をするべき者は、登記名義人又はその相続人に代りこの法律による申告をすることができる。

第四十一條の次に次の二條を加える。

第四十條中「第三十二條」の下に「第一項」を加え、同條に次の二項を加える。

第五十九條 第十九條又是第三十二條第二項の規定により申告をなすべき場合において、申告前に土地所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならぬ。

第四十一條 質権又は百年より長い存続期間の権利の登記に登記された質権者又は地上権者を土地所有者とみなす。

第三十八條 この法律に特別の定がある場合の外、土地台帳に登録した事項に変更を生じたときは、その登録を修正する。

登記所は、土地台帳の登録に誤があることを発見したときは、これを訂正しなければならない。

第三十七條の七から第三十七條の十二までを削る。

第五章を第四章とし、同章中第三十九條を第四章として、同章に次の二項を加える。

第一項 第十九條又是第三十二條第二項の規定により申告をなすべき場合において、申告前に土地所有者の変更があつたときは、旧所有者がなすべき申告は、新所有者からこれをなさなければならぬ。

第三十七條の二 土地台帳に登録された者には、その住所又は氏名若しくは名称に変更を生じたときは、旧名義は、その旨を登記所に申告しなければならない。

第三十七條の三 何人でも、手数料を納めて、土地台帳の賃本又はその賃本の交付を請求することができる。

前項の手数料の額は、物価の情況、土地台帳の賃本の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令でこれを定める。

第三十八條及び第三十九條を次のように改める。

第三十九條 この法律に特別の定がある場合の外、土地台帳に登録した事項に変更を生じたときは、その登録を修正する。

登記所は、土地台帳の登録に誤があることを発見したときは、これを訂正しなければならない。

第三十九條 登記所は、あらたに土地台帳に登録したときは土地台帳の登録を修正し若しくは訂正したときは、十日以内に、その登記又は修正若しくは訂正するものとする。但し、第二種地については、この限りでない。

第三十九條の三を削る。

第三十七條の二中「以下土地改良事業実行者と総称する。」を削り、同條を第三十五條とする。

第四十一條の三 この法律の規定による申告は、当該土地の所在地の市町村長を経由してすることができる。但し、不動産登記法（明治三十一年法律第三十九條ノ二又は第八十一条ノ二の規定）が適用される申告については、この限りでない。

前項の規定により当該市町村長が申告書を受け取つたときは、その時においてその申告書が登

條の規定は、この法律の適用について、これを準用する。

第二十二條の次に次の一條を加

二二二

のの外、家屋合帳の登録に関する細則その他この法律の執行に

ついて必要な事項は、法務府令でこれを定める。

第一十六條を第一十四條とす。

第六章を第四章とみなす。

第十一條第一項に、「五百円以下の罰金」を「六月以下の懲役又

「十万円以下の罰金」に改め、同

を第一十五條とする。
第二十八條を削る。

第十九條中「第十四條」の下

「百疋」を「一万疋」に改め、同條
第一十六條とする。

附則第五條から第九條までを削

條 不動産登記法の一部を次の
如く改正する。

第十一條を次のように改める。

第三十九條の次に次の一條を加

三十九條ノ二 土地台帳法第三

十七條の二（家屋台帳法第二十
二條ニ於テ準用スル場合ヲ含

ム) ノ規定ニ依ル土地台帳又ハ
家屋台帳ニ登録セラレタル者ノ

住所又ハ氏名若クハ名称ノ変更
ノ申告ヲ為ス場合ニ於テ別ニ登

錄稅法第二條第一項第二十号ノ
規定ニ依ル登錄號ヲ納付スルト

申告ノ外ニ登記名義人ノ
表示ノ変更ノ登記ノ申請アルセ

ノト君做ス

一日から施行する。

(家屋台帳法に関する経過規定)

2 家屋台帳法は、改正後の同法第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋には、当分の間適用しない。

3 従前の家屋台帳法附則第六條の家屋については、当分の間、政令の定めるところにより家屋台帳法を適用しないことができる。

4 従前の土地台帳、家屋台帳及びその副本は、改正後の規定による土地台帳法及び家屋台帳法に関する経過規定

5 従前の土地台帳法又は家屋台帳法によつてした審査の請求、訴願及び訴訟に関しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

7 従前の土地台帳法又は家屋台帳法により賃貸価格を定めるべき旨の定めのある土地又は家屋で改正後の土地台帳法第九條の規定により土地の価格を記載しない土地又は改正後の家屋台帳法第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋となつたものについては、当該土地又は家屋の所有者は、政令で定める事項を登記所に申告しなければならない。

(不動産登記法に関する経過規定)

8 この法律の施行の際登記用紙中表示欄に家屋番号の記載がない建物で家屋台帳に登録されているものについて、この法律の施行後最初に登記をする場合には、登記官吏は、家屋台帳に基き同欄に家屋番号を記載しなければならない。

9 第二項の規定により家屋台帳法

を適用しない建物に関する登記については、当分の間、なお従前の例による。

10 家屋台帳に登録することを要しない建物が家屋台帳に登録すべきものとなつたときは、登記官吏は、家屋台帳に基づき登記用紙中表示欄に家屋番号を記載しなければならない。

土地台帳法等の一部を改正する法律案に対する修正案

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

土地台帳法等の一部を改正する法律案内閣提出)に関する報告書

[最終号の附録に掲載]

【押谷富三君登壇】

○押谷富三君　ただいま議題と相なりました民事訴訟法の一部を改正する法律案並びに土地台帳法等の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

まず最初に民事訴訟法の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

まず最初に民事訴訟法の一部を改正する法律案につき、法務委員会における審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

さて法務委員会におきましては、本件につき政府並びに最高裁判所との間に質疑応答を重ねたのであります。その詳細は速記録に譲りますが、要するに最高裁判所にふさわしい新使命の達成と国民の権利保護の保障との調整いかんが最も議論の対象となつたのであります。その結果、国民の権利保護に万全を期しがたい現象の生じ得ることも想定されまして、なお十分の研究を要すべき問題であることが判明いたしましたので、自由党から次のようないかくとも指摘しなければならない点が、わが党の反対する第一段の理由であります。

特例法は、期限を施行の日から二箇年としておりますが、なぜこれを二箇年とされたのか、この期限の定め方自体が何ら相当な理由によるものではなく、またたくまにいかげんなものであることを意味するものであります。こういふ点が、わが党の反対する第一段的理由であります。

特例法は、期限を施行の日から二箇年としておりますが、なぜこれを二箇年とされたのか、この期限の定め方自体が何ら相当な理由によるものではなく、またたくまにいかげんなものであることを意味するものであります。こういふ点が、わが党の反対する第一段の理由であります。

まず最高裁判所における民事上告事

件の審判の特例に関する法律案に反対おります。これに対する二法案に対し反対の意見を申し述べる所であります。

○加藤充君　私は、日本共産党を代表いたしまして、ただいま上程になつてあります。これを許します。加藤充君。

【加藤充君登壇】

○副議長(岩本信行君)　討論の通告がありました。これを許します。

まず最高裁判所における民事上告事

件の審判の特例に関する法律案に反対

おります。これは、この二箇年間に整理ができないければ、

従来のあの陥陥なやり方通り、再々延長される危険が絶対にないと、どこに

く、むしろ夜間になれば人員の配置が少なくなるだけ、それだけ労働強化となる位である。

従つて宿直といつても一般行政官庁の如く庁舎を守り、留守番をする程度とに格段の差がある。ついては次の点を明確にされたい。政府は仕事の性質により夜勤手当に特別を設け増額する意思ありや。

右質問する。

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿
電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土橋一吉君提出大阪国際電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対する答弁書

1 定員について

法の改正について、増員が予定せられているので、増員の範囲において実情に応するよう改正する考え方である。

2 政府は、目下ドッヂラインに沿つて経済の安定を図り、名目賃金の引上げによらず、実質賃金の向上を図ることにしてい る。

従つて現在のところ給與ベス の改訂は行わない方針である。

二 夜勤手当について

国際通信業務の特異性として、晝間よりも夜間の方が業務量の多い場合もあることは事実であるが、夜間勤務の態様により夜勤手当に特別を設け増額する意願する

当の増額を行なうことはその程度認定その他に關し現行制度上難点が存するから、これは実現困難である。仕事の性質により考慮すべきは、寧ろ俸給制度であると考へられるので、これら職員は別個の職種として現行級別定数の改定によりその格付を是正するよう関係の

右答弁する。

信越線準急増発計画に関する質問主意書

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土橋一吉君提出大阪国際電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対する答弁書

1 定員について

法の改正について、増員が予定せられているので、増員の範囲において実情に応するよう改

正する考え方である。

2 政府は、目下ドッヂラインに沿つて経済の安定を図り、名目賃金の引上げによらず、実質賃金の向上を図ることにしてい る。

従つて現在のところ給與ベス の改訂は行わない方針である。

二 夜勤手当について

国際通信業務の特異性として、晝間よりも夜間の方が業務量の多い場合もあることは事実であるが、夜間勤務の態様により夜勤手当に特別を設け増額する意願する

保安庁職員（税關職員は關稅警察に從事）はすでに特別俸給表が設定されているが、税關職員の職務はこれらと類似もしくはそれ以上本線の重要性にかんがみ、少くとも至急一本の増發を必要とする。

政府においては、その計画ありや。又時間は上野発十六時とし、長野行を適当と考えるが如何。

右質問する。

信越線準急増発計画に関する質問主意書

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土橋一吉君提出信越線準急増発計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1 定員について

法の改正について、増員が予定せられているので、増員の範囲において実情に応するよう改

正する考え方である。

2 政府は、目下ドッヂラインに沿つて経済の安定を図り、名目賃金の引上げによらず、実質賃金の向上を図ることにしてい る。

従つて現在のところ給與ベス の改訂は行わない方針である。

二 夜勤手当について

国際通信業務の特異性として、晝間よりも夜間の方が業務量の多い場合もあることは事実であるが、夜間勤務の態様により夜勤手当に特別を設け増額する意願する

一 税關職員の職務と責任並びに勤務環境については、税務職員、海上保安庁職員等のそれと比較検討中である。

二 税關の外国小包検査に從事する職員に対して特殊勤務手当に相当する調整額を認めるべきかどうかについても、目下検討中である。

右答弁する。

日本国有鉄道の列車時刻変更に関する質問主意書

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土橋一吉君提出信越線準急増発計画に関する質問に対する答弁書

1 定員について

法の改正について、増員が予定せられているので、増員の範囲において実情に応するよう改

正する考え方である。

2 政府は、目下ドッヂラインに沿つて経済の安定を図り、名目賃金の引上げによらず、実質賃金の向上を図ることにしてい る。

従つて現在のところ給與ベス の改訂は行かない方針である。

二 夜勤手当について

国際通信業務の特異性として、晝間よりも夜間の方が業務量の多い場合もあることは事実であるが、夜間勤務の態様により夜勤手当に特別を設け増額する意願する

池築設のために、いわゆる「湖底沈む村」としての悲運に直面している。郷土愛に燃える村民にとって、祖先伝來の故郷を離れることが、いかに悲痛なものであるかは想像外である。しかも、忍びがたきを忍んでいる現状であつて、極めて不均衡である。

政府においてもこの点についてなんらかの考慮をされていることと思うが、その所見如何。

右のようないわゆる税關職員の現状にかんがみてこの不均衡は正のため速やかに税關職員の特別俸給表を設定すべきであると考えられるが、政府においては、いつこれを実施する考え方あるか、その所見如何。

通信職員（郵便手当——税關に

おいては通信職員と同一場所において外国小包郵便物の検査及び処理に従事）、警察職員（特別勤務手当——税關においては警察職員と同様危険な当直勤務に従事）に対しては、特殊勤務手当（昭和三、一〇、一五、政令第三三三号）が支給されているが、税關職員に対しては、この種の手当はなんら支給されていない現状である。政府においてもこの不均衡について考慮されていることと思うが、その所以如何。

当局に右のように勧告して実行せしめる意思があるか。

二 もし実行できないとあれば、そ

の理由如何。

右質問する。

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土橋一吉君提出信越線準急増発計画に関する質問に対する答弁書

1 定員について

法の改正について、増員が予定せられているので、増員の範囲において実情に応するよう改

正する考え方である。

2 政府は、目下ドッヂラインに沿つて経済の安定を図り、名目賃金の引上げによらず、実質賃金の向上を図ることにしてい る。

従つて現在のところ給與ベス の改訂は行かない方針である。

一 税關職員の職務と責任並びに勤務環境については、税務職員、海上保安庁職員等のそれと比較検討中である。

二 税關の外国小包検査に從事する職員に対して特殊勤務手当に相当する調整額を認めるべきかどうかについても、目下検討中である。

右答弁する。

日本国有鉄道の列車時刻変更に関する質問主意書

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土橋一吉君提出信越線準急増発計画に関する質問に対する答弁書

1 定員について

法の改正について、増員が予定せられているので、増員の範囲において実情に応するよう改

正する考え方である。

2 政府は、目下ドッヂラインに沿つて経済の安定を図り、名目賃金の引上げによらず、実質賃金の向上を図ることにしてい る。

従つて現在のところ給與ベス の改訂は行かない方針である。

二 夜勤手当について

国際通信業務の特異性として、晝間よりも夜間の方が業務量の多い場合もあることは事実であるが、夜間勤務の態様により夜勤手当に特別を設け増額する意願する

池築設のために、いわゆる「湖底沈む村」としての悲運に直面している。郷土愛に燃える村民にとって、祖先伝來の故郷を離れることが、いかに悲痛なものであるかは想像外である。しかも、忍びがたきを忍んでいる現状であつて、極めて不均衡である。

政府においてもこの点についてなんらかの考慮をされていることと思うが、その所見如何。

右のようないわゆる税關職員の現状にかんがみてこの不均衡は正のため速やかに税關職員の特別俸給表を設定すべきであると考えられるが、政府においては、いつこれを実施する考え方あるか、その所見如何。

通信職員（郵便手当——税關に

おいては通信職員と同一場所においては、この種の手当はなんら支給されていない現状である。政府においてもこの不均衡について考慮されていることと思うが、その所以如何。

当局に右のように勧告して実行せしめる意思があるか。

二 もし実行できないとあれば、そ

の理由如何。

右質問する。

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土橋一吉君提出信越線準急増発計画に関する質問に対する答弁書

1 定員について

法の改正について、増員が予定せられているので、増員の範囲において実情に応するよう改

正する考え方である。

2 政府は、目下ドッヂラインに沿つて経済の安定を図り、名目賃金の引上げによらず、実質賃金の向上を図ることにしてい る。

従つて現在のところ給與ベス の改訂は行かない方針である。

一 税關職員の職務と責任並びに勤務環境については、税務職員、海上保安庁職員等のそれと比較検討中である。

二 税關の外国小包検査に從事する職員に対して特殊勤務手当に相当する調整額を認めるべきかどうかについても、目下検討中である。

右答弁する。

日本国有鉄道の列車時刻変更に関する質問主意書

昭和二十五年四月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

電報局の定員及び夜勤手当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員土橋一吉君提出信越線準急増発計画に関する質問に対する答弁書

1 定員について

法の改正について、増員が予定せられているので、増員の範囲において実情に応するよう改

正する考え方である。

2 政府は、目下ドッヂラインに沿つて経済の安定を図り、名目賃金の引上げによらず、実質賃金の向上を図ることにしてい る。

従つて現在のところ給與ベス の改訂は行かない方針である。

二 夜勤手当について

国際通信業務の特異性として、晝間よりも夜間の方が業務量の多い場合もあることは事実であるが、夜間勤務の態様により夜勤手当に特別を設け増額する意願する

にて参りましたが、ようやく「村民移転更生対策」及び「物件移転料其他諸補償基準」の成案を得ましたので、爾来これを地元各階層代表者より組織されました「小河内村対策委員会」に示し、円満な解決を図るべく、以下具体的な面にわたつて折衝中であります。

特に最も考慮を要します村外移転者に対する移転候補地については、農林省の協力を得まして都においてあつ旋し、先般関係村民の予定地調査も終了しまして、近く移転者の希望も勘案し移転先の決定をみる見込みであります。又移転補償料等についても詳細な内容にわたつて両者で検討折衝中であります、近く円満なる解決をみる予定であります。なお、この際更に東京都を督励し万全を期したいと存じます。

右答弁する。

定価一部六円五十銭

送料実費

行

発

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一印刷
振替東京一九〇〇〇官報課